

利用上の注意

- 1 山口県では、県内に常住する人口の市町分布及び移動の状況を明らかにするため、昭和43年から「山口県人口移動統計調査」を実施しています。
この報告書は、「山口県人口移動統計調査要綱」に基づいて毎月調査した平成30年1月から12月までの1年間の調査結果をまとめたものです。
- 2 市町別月末推計人口は、直近の国勢調査結果の人口を基に、毎月の住民基本台帳法による外国人を含む転入・転出者数及び出生児・死亡者数の増減数を加減して得た数値です。
なお、住民票等の届出があった時点の月で人員を計上しているため、現実の転入・転出及び出生・死亡とは若干の時間的なずれが生ずることがあります。
- 3 年齢別人口は、平成27年国勢調査（平成27年10月1日現在）の年齢不詳人口について、総務省統計局「国勢調査」の調査票情報を山口県が独自集計のうえ算出した年齢別推計人口を基準人口とし、平成28年10月1日現在人口は、平成27年10月1日から平成28年9月30日まで1年間の住民基本台帳人口の増減を加減して算出し、その後、毎年10月1日現在で前年の推計人口を基準とした1年間の住民基本台帳人口の増減を加減し算出しています。
- 4 出生率、死亡率、自然増減率、転入率、転出率、社会増減率、日本人増減率、外国人増減率及び総人口増減率は、人口千対（‰）で算出しています。
- 5 該当数字がないものは「一」で、単位未満の数は「0.0」で表しています。
- 6 統計表の構成比が100.0にならないものもありますが、これは四捨五入の関係によるものです。
- 7 調査方法の変更により、平成15年から年齢階級別及び移動理由別転入・転出者数、県内市町間移動者数、都道府県別県外転入・転出者数についての集計は実施ていません。